

大阪市告示第1598号

次の施設について、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月21日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立西中島センター	令和7年11月21日（金）から 同年12月27日（土）まで

（環境局環境管理部環境規制課）